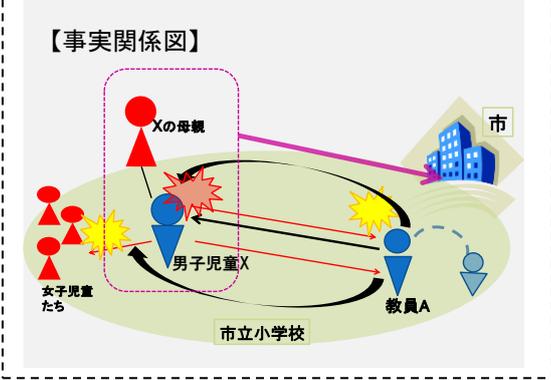


|  |  |
|--|--|
| <p>政治・法律</p>   | <p>【代表的な研究テーマ】</p> <p>□ 児童・生徒の人権と教師の教育の自由</p> <p>□ 法的視点からみる教育実践および学校経営</p>   |
| <p>key word</p>  | <p>課題解決に役立つシーズの説明</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教育を受ける権利</li> <li>■ 児童・生徒の人権</li> <li>■ 人権教育・憲法教育</li> <li>■ ドイツの政治教育</li> <li>■ 教職員のリーガル・マインド</li> </ul>   | <p>■ 教職員に求められる「法的思考」力(リーガル・マインド)とは？</p> <p>昨今、学校教育においても「コンプライアンス(法令遵守)」といった言葉が多用されるようになっていきました。「学校教育の法化現象」が叫ばれるとともに、いじめ問題の解決などに際して、スクールロイヤーを活用するケースも見受けられるようになりました。</p> <p>一方で、「教育の現場に法律や裁判は無用である」という声も聞かれます。教育の世界に法律は不要で、それを持ち出すことでかえって当事者間の対立が激化するというのです。</p> <p>今日、教育に法的問題が絡む場面は増加しており、教師・学校も施設管理、生徒指導等の拠りどころとして法規範を再認識する機会が増えています。それとともに、そうした法的思考力の育成も重要な課題です。その一つの方策として、裁判所の判決(判例)の積極活用が考えられてよいかもしれません。</p> |
|   | <p>■ 法的視点からみる教育実践及び学校経営</p> <p>裁判所は公的な紛争解決機関であり、裁判所の判決文(判決書)は、当事者(裁判の原告・被告)を拘束する強制力をもった回答(結論)として、相応の重みがあります。</p> <p>学校関連の事案に即していえば、判決は第三者の目から学校教育の現状及び課題を指摘した信頼に値する公文書といえます。私たちは具体的な事案(事例)を通して、法律や法解釈の技法のみならず、他の学校園での取組み等を知り、どのような状況で問題事案が生じたのか、その問題を防ぐ可能性はなかったか、さらには同じようなことを繰り返さないためにはどうすればよいのかなどについて考えることができます。</p>  |
| <p>渡邊 暁彦<br/>Akihiko Watanabe</p>  | <p>このように、具体的な裁判例から、例えば教師自らの教育実践等を法的視点から再検証することが可能となります。こうした視点は、各種研修においても重要な学びを提供し得るものと考えます(*右の関係図は、過去の教職員研修の際のスライド資料から抜粋)。</p>   |
| <p>教育学部<br/>教授</p>   | <p>■ 裁判例を活用した「人権」教育に向けて</p> <p>人権の保障には、立法・行政による具体化・実質化の視点が欠かせません。個々人の価値観も多様化・複雑化するなかで、誰がどのような権利(人権)をもつのか。それを確定していくことは至難の業です。過去の事案(判決)を検討することを通して、人権が現実の社会でどのように機能しているか(あるいは保障されていないか)を考える一助になるものと思われま</p>  |
| <p>【プロフィール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門分野<br/>憲法、教育法</li> <li>● 略歴<br/>・2000年9月 同志社大学法学研究科博士後期課程中退<br/>・2000年10月 滋賀大学教育学部 講師<br/>・2004年4月 同 助教授<br/>・2020年4月 同 教授</li> <li>● 所属学会<br/>・日本公法学会<br/>・日本教育法学会、ほか</li> </ul> | <p>■ 企業・自治体へのメッセージ</p> <p>憲法学を専攻する者として、いくつかの自治体で審議会の委員などをつとめさせていただく機会がありますが、その際、あらためて法律・条例による人権保障の具体化及びその課題を実感します。憲法の意義や役割について、引きつづき様々な場面で、多くの方々とひろく議論を重ねていくことが重要だと考えています。</p>   |
| <p>【主な社会的活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市公文書等管理審議会委員</li> <li>・草津市教育委員会事務外部評価委員会委員</li> <li>・愛荘町情報公開・個人情報保護審査会委員</li> <li>・滋賀短期大学研究倫理審査委員会外部委員、ほか</li> </ul>  | <p>【事実関係図】</p>   |
| <p>【本テーマ関連の著書・論文】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉田仁美・渡邊暁彦編『憲法判例クロニクル』(2016年、ナカニシヤ出版)</li> <li>・渡邊暁彦「学校事故の判例に学ぶ教師のリーガル・マインド」滋賀大学教育学部紀要第60号(2010年)、ほか</li> </ul>   | <p>【連絡先】</p> <p>aki@edu.shiga-u.ac.jp</p>  |